

熱海市住宅・店舗リフォーム振興助成事業

対象建物	<ul style="list-style-type: none"> ★ 熱海市内の住宅又は店舗、ビル、アパート・マンション等の建物。或いはマンションの専有部分。 ※同一建物につき1人1回限り、ただし過去10年で本制度を利用していない方の同一建物は可。 (=平成26年4月以降に他の建物で助成を受けた場合は不可。)
助成の対象となる工事	<ul style="list-style-type: none"> ★ リフォーム工事費が消費税抜き10万円以上で、助成対象工事として決定を受けた後に着工する、住宅又は店舗の修繕、改良及び増改築、屋根・外壁の塗り替え、壁紙の張替えなどの工事 ★ 令和6年1月末までに完了予定の工事
助成の対象とならない工事	<ul style="list-style-type: none"> ★ 住宅・店舗本体以外に係る工事 ★ ソーラーパネル・エアコンの取付のみの工事等、器具の購入が主となる工事 ★ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業のうち、第1項第4号及び5号、第5項、第13項第2号により定める業種 ★ 施工業者の代表親族または役員親族からの申請は不可。
施工業者	<ul style="list-style-type: none"> ★ 熱海市建設工事等の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成6年熱海市告示第35号)により認定を受けている熱海市内に本店及び支店等を有する事業者又は熱海市内に主たる事務所等を有する事業者で、熱海市の市税を完納している事業者
助成金額	<ul style="list-style-type: none"> ★ 工事費が消費税抜き100万円以上の場合は10万円を助成します。 ★ 工事費が消費税抜き10万円以上100万円未満の場合は、工事費の10%の助成をします。(ただし、助成金額1,000円未満は切り捨てとします。) ★ 工事費が消費税抜き10万円未満は対象になりません。 ★ 申込後、助成金額を決定します。工事が完了後、工事代金の支払及び完了報告書類を受理した後、助成金を支給します。(銀行口座振込) ・ 申込時より工事費が増額した場合でも助成金額の増額はできません。 ・ 申込時より工事費が減額した場合は減額後の工事費に対して助成します。
申込資格	<p>次の要件すべてに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 市内に住宅又は店舗を所有し、不動産登記が完了している者又はその借借人(店舗に限る)で、市内の施工業者に工事を依頼する者 <ul style="list-style-type: none"> ※共有でお持ちの場合は、同一年度で一人のみの申請が可能です。 ※共有者で同一工事を按分して共有者それぞれが申請することはできません。 ★ 市県民税(法人市県民税)、固定資産税、国民健康保険税、別荘等所有税のうち納入義務があるもの全てについて、申請日現在滞納していない者
その他	<ul style="list-style-type: none"> ★ 耐震診断と補強計画を経て、「熱海市木造住宅耐震補強助成事業」及び介護保険法第45条に規定する「居宅介護住宅改修費」を「熱海市住宅リフォーム振興助成事業」と合わせて計画されている方は、耐震補強部分とリフォーム部分に分けて助成を受けることができます。 ★ 助成決定後、申請者の自己都合による助成辞退を行った場合、次回1回は申請できません。 (例：令和5年度申請→採択→辞退→令和6年度申請できません。) ★ 年度内の申請は1個人1物件の申請までとします。(複数物件の申請不可)
受付開始	<ul style="list-style-type: none"> ★ 令和5年4月17日(月)午前10時 予算600万円 <ul style="list-style-type: none"> 予算終了まで受付(先着順)
事業終了	<ul style="list-style-type: none"> ★ 令和6年3月1日までに工事代金の支払及び必要書類の提出を完了してください。これを過ぎると助成金の支給ができない場合があります。
申込先	<p>〒413-0014 熱海市渚町8番2号 熱海商工会議所 電話 0557-81-9251</p> <p>※申請書類など不明な点は、ご相談ください。</p>